

監査委員公表第5号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年8月23日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎  
同 天利 薫

1 監査の期間

令和元年8月1日から令和元年8月22日まで

2 監査等対象機関

企画部財政課

健康子ども部健康・スポーツ課

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

平成30年度（平成30年4月1日から令和元年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の方法

対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業執行、負担金等、財産管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取した。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

○留意事項及び軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。

（企画部財政課）

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。

（健康子ども部健康・スポーツ課）